

大阪市ホームページ運用管理システムにおける運用管理体制

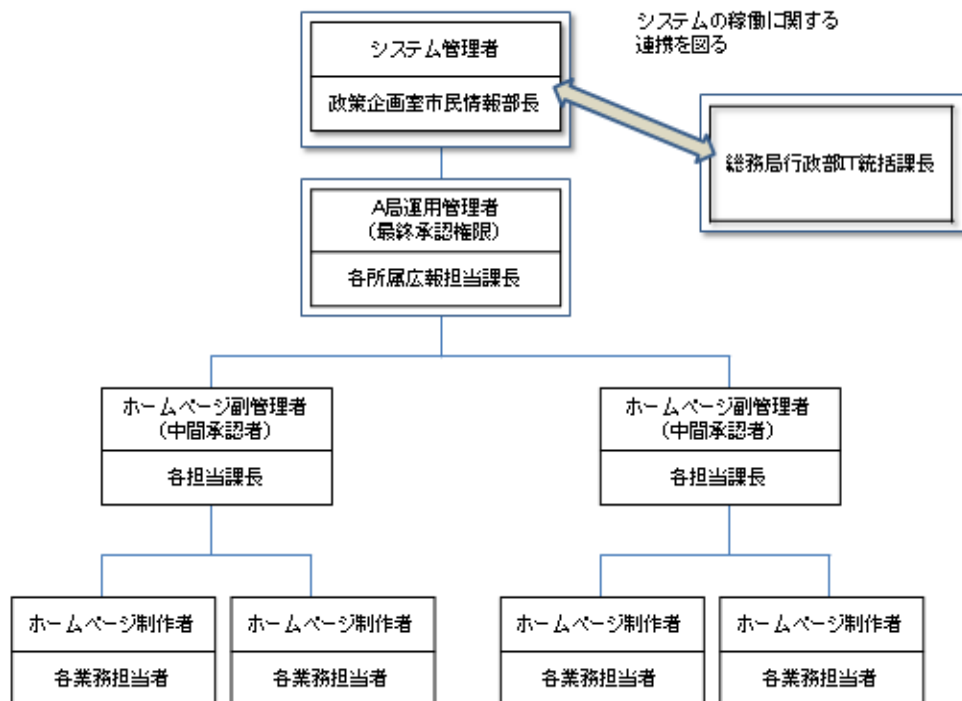
CMSの総括的な運用管理は政策企画室市民情報部長（以下、システム管理者）が担当し、本市ホームページのトップページをはじめとするホームページ全体の運用管理やシステム利用者の認証管理などを行う。

また、システム管理者はヘルプデスク等を設置し、CMSの利用が適切に行われるよう利用者に対し必要な操作説明を行う。

各所属における運用管理体制については、CMSを適正に運用管理するために、ガイドラインで定める所属毎のホームページ運用管理責任者（所属の広報を所管する課長）を最終承認権限の持つ「運用管理者」とし、また、ホームページ運用管理責任者を補佐するホームページ副管理者（各業務担当課長）を「中間承認者」とする。

各業務担当者をホームページ制作者（以下、制作者）とし、当該担当が所管する事務事業等に係る情報をガイドラインに基づき適切に広報するため、CMSを利用しホームページを作成する。

【体制図】



※システム管理者は総務局行政部 IT 統括課長と連携しシステムの稼働状況の監視、障害時対応、システムの資産管理などシステム運営を適切に行う。